

総務産業委員会報告書

平成27年9月25日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 田 原 隆 雄

平成27年9月25日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第 93号 備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第 96号 備前市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第104号 平成26年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	なし
議案第105号 平成26年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	なし
議案第106号 平成26年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	なし
請願第 7号 「中国」の呼称の適正化を求める請願	継続審査	—
請願第 8号 「安全保障関連法案」の慎重審議と国民の合意なしには成立させないことを求める請願	趣旨採択	なし

<所管事務調査>

- 旧アルファビルの活用について
- ICTまちづくりについて

<報告事項>

- 備前焼ミュージアムについて（秘書広報課）
- 旧アルファビゼン（意見聴取会要点録・改修基本計画比較表）について（契約管財課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第93号の審査	2
議案第96号の審査	10
議案第104号の審査	11
議案第105号の審査	11
議案第106号の審査	14
請願第7号の審査	15
請願第8号の審査	16
報告事項	20
所管事務調査	31
閉会	36

総務産業委員会記録

招集日時	平成27年9月25日（金）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後2時15分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	会期中（第5回定例会）の開催		
出席委員	委員長	田原隆雄	副委員長	川崎輝通
	委員	山本恒道		尾川直行
		掛谷　繁		西上徳一
		山本　成		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	田口健作		
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説明員	市長室長	有吉隆之	秘書広報課長	藤田政宣
	危機管理課長	大岩伸喜		
	総合政策部長	藤原一徳	企画課長	佐藤行弘
	総務課長	高橋清隆	財政課長	河井健治
	契約管財課長	尾野田瑞穂		
	日生総合支所長	星尾靖行	吉永総合支所 管理課参事	高井利広
	会計管理者	金井和字	監査事務局長	中野新吾
傍聴者	議員	守井秀龍	立川　茂	石原和人
		森本洋子	星野和也	
	報道関係	山陽新聞		
	一般傍聴	なし		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○田原委員長 おはようございます。

ただいまの出席は7名全員です。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

なお、本日の委員会の進め方ですが、レジュメにありますように、付託された議案を審査した後、一旦本委員会を休憩して、予算決算審査委員会の総務産業分科会を開催させていただき、分科会の審査を終了した後、本委員会を再開して報告事項、所管事務調査を行っていくという予定にさせていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

本日は、市長室、総合政策部、会計課、監査事務局等の議案の審査をさせていただきます。

***** 議案第93号の審査 *****

まず、議案第93号備前市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑、御意見をお受けします。

○山本（恒）委員 この法律は、結局もう個人の財産とかを全部把握するようになる法律か。

○高橋総務課長 基本的には、個人の財産とかということではなく、基本情報としては、個人の番号、住所、氏名、生年月日、性別の基本4情報がそのカードに登載されるということです。

○山本（恒）委員 ほんなら普通の市民というか、国民というか、その人たちは、ここへそのカードを持ってきたらええとかなんとかといろいろ言ようるけど、便利がよくなるだけですか。

○高橋総務課長 便利がよくなるといいますか、個人の本人確認に皆さん利用できる、顔写真もついていますので、本人確認ができるというようなことです。

○山本（恒）委員 ちまたのうわさでじゃったらな、番号が12までになるのかな、これから。それで、誰にでもそうすぐわからんのんじゃろうけど、結局最終的には便利がええ反面、もう給料とかなんとかというたりするようなものが、ごまかしがきかないようにするためにというような感じにとれるわけですが、そんなことはねえかな。

○高橋総務課長 基本的にこれは国税庁の給与支払い報告書ですとか、源泉徴収票であるとか、そのような事務の漏れがなくなるというような、そういう利便性を狙った国のほうの法律です。

○山本（恒）委員 じゃから、国はぎょうさん税金取ろうとしようるだけで、一般国民にはあまり利がないような感じ、そんなことはねえん。

○佐藤企画課長 マイナンバー制度ですが、今、委員がおっしゃられたように、税情報も含めて個人ごとにその情報を集約するというようなことが主な仕組みになっていますので、適正な課税といったほうがいいのかどうかありますか、それを目的の一つとしているというものです。

○掛谷委員 附則にこの条例は、平成27年10月5日から施行すると、第2条規定は来年の1月1日からすると。さらに、第3条の規定は、第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行す

ると3段階に分かれています。どうしてこのようになるのかわからないので、説明を願いたい。

○高橋総務課長 27年10月から市民の方に個人番号の通知カードが送られるものに伴っての改正が附則中の10月の改正になります。

それから、28年1月というのが、マイナンバー制度がスタートします。通知カードを個人番号カード、これは希望者のみということになりますが、個人番号カードへの交換、引きかえが始まるということで、それに対する附則が28年1月からということです。

それから、それ以降、29年から国等の機関の間で情報の連携が開始されることに伴う改正が施行日という内容になっています。

○掛谷委員 わかりました。

当面は社会保障と税と災害がこのマイナンバーで使われると、順次政府機関等のものが入ってくる、例えば健康保険であるとか、ほかの税とか、つながっていくようですけども。例えば確定申告なんかを平成28年1月1日から利用してカードを通していけば、それは確定申告なんかも簡素化するというか、どれぐらい簡素化していくのかとか、その辺のところの運用上について、平成29年の政府の本格的稼働からでないと、それは無理なのか、その辺をもう少し教えてください。

○高橋総務課長 実際に確定申告の運用というのは、28年分の申告からになるかと思えます。ですので、個人番号は持っているわけですが、通知カードのまま個人番号カードが引きかえされていない方の場合は、そのカードを出すということではできないので、実際の運用の場面というのは、これからいろんな場面が出てくると思えますので、その辺は今後もうちょっと国からもこういう運用でという通知が来ると思えます。

○掛谷委員 マイナンバー通知が来た、それで申請する、しかしながら特養とか独居老人とか、なかなか把握できない、通知が行ったけど、それを申請できないケースがかなり出てくるのではないかと、そういうものについては何か国からとか、何か特別なことはありますか、代理人をつけるとか。

○佐藤企画課長 今、委員がおっしゃられたように、本人が受け取りがしにくいという方についてのいろんな対策が、情報としては出ているのですが、それが正式な形でまだこちらには来ていないので、いずれ出てくると思えますが、そのときにお知らせしたいと思えます。

○川崎副委員長 先ほどの執行部の説明では、市民の立場から見れば今ある住基番号と変わらないですよ。市民の立場から何かメリットがありますか。

全然変わっていないんじゃないですか。個人番号を充てるのと、住所、氏名、生年月日とかというのは、現在の住民台帳に全て載っていることで。それよりも、それプラス、所得の源泉及び個人所得の申告というものがいつ入力されていくのか。私はそこまでは、今でもこんな番号はつこうがつかまいが、ほとんどが把握されていると。把握されたいのとは何かといえば、財産です。特に、市内の財産については、固定資産税は明確にあります。市外についてはその自治体から

固定資産税が来ますよね、当然払えというのは当たり前ですけど。その固定資産に伴う所得ですよ、不動産収入、この漏れがはっきり言って相当ありますよ。一軒家、借家で貸すとか、アパート、その他いろいろ。そういうものは、一言も説明がないですけど、一体誰が入れるんですか、税務署ですか。市の税務課が入れるんですか、そういう情報を交換したりとか、よくわかりませんけど。

例えば私らの連れでも東京にアパートを持っているとか、マンション持っているとか、死ぬまでには売らなきゃ使えんなどという話を1杯飲みながらやるんじゃないけど。そういうものを、じゃあ自身が確定しているんだという問題もありますし、逆に減価償却があれば、非課税であればする必要もない。そういうのを含めて、私が一番考えるのは、全国一律の同じ番号でないものがあるとしたら、全国に散らばっている預金及び資産についての把握をどのようにやっていくのか、国か税務署か金融機関なのか、それとも法務局なのか、そういう問題が出てくるんじゃないですか。出てこないのであれば今の住基カードと全然変わらないなあと。ただ、全国1億数千万人の番号が、1億数千番号、数ができるだけであって、どういうことでしょうか。

○高橋総務課長 当然こちらの上位法、マイナンバー法では、やはりそれぞれの自治体なり国の行政機関が、その業務の適正のため、その業務を超えての情報の取得というのは、当然罰則が設けられていますし、禁じられていますので、それぞれ適正な数へというようなところで、それぞれの所管の税目において、必要な情報だけを取得していくという形になると思います。ですので、今まで漏れておったというような部分は、当然調べればそのようなことがあるのかもしれませんが。しかしながら、それを少しでも適正な形にということで始まった制度だと理解しています。

それと、市民のメリットについては、先ほど山本委員にもお答えしましたが、本人確認の身分証明で使えるとか、将来的には年金等で働いていた期間が情報から漏れておったとか、その辺の本人の利益に関することについてもフォローできる制度だというふうに理解しています。

○川崎副委員長 これまでには何か公的証明をとろうと思うと免許証か何か出せということが、この番号カードがあれば免許証も何も要らないという理解でよろしいでしょうか。

○高橋総務課長 個人番号カードは、登載されている情報というのが当然氏名ですとか住所、生年月日、性別と顔写真も登載されますので、顔写真で目視による確認もできるということです、かわりをなすものです。

○川崎副委員長 所得把握して課税しなさいということを、私言っているわけではないですよ。実務面で、この備前市であれば、備前市内の資産とかいろんなことは、今の行政組織で十分把握できると思います。肝心なのは、市外の市町村に資産があった場合、そういうものはその市町村はその所有者の個人番号というのは把握できるわけですか。できていれば、ああここにマンションがある、ここに駐車場があるということで、それはその自治体の固定資産税課かなんとか、それも個人番号に打っていけば、それは全国コンピューターでインターネットでつながるんだったら、どこであろうか把握できるということになりますけど。他の自治体で本人が申告しな

い限り、個人番号というのはわからないのではないかと。それとも、何か自治体同士で、うちにこういう資産がある、備前市の方がおられますと、おたくのこの方の個人番号は何番でしょうかというのは、問い合わせは、自由に往来ができるわけでしょうか。

○高橋総務課長 地方公共団体の情報システム機構というところで、その番号について管理して、地方公共団体の間で情報をやりとりできるということに、運用としてはなります。ですので、同じ番号で全国の自治体に照会、情報提供という運用になるので、その辺は把握は全て可能かと思えます。

○尾川委員 これは改正ですから、前からあるでしょうけど、一番が個人情報の漏えい、何ぼきちっと抑えても、出るというのが一番心配するところなので、この情報の中にはそういう面は抑えるというのは、何ぼルールつくっても守らなければどうにもならないけど、そのあたりのもう一遍厳しい歯どめというのはどのように考えているわけですか、備前市としたら。一番肝心なところは、どこですか。

○佐藤企画課長 この番号制度の実行に当たっては、情報システムというのが必要になります。そのシステムについてのセキュリティーの強化というのは、国のほうも最近の年金機構の情報流出事件以降、強化しなさいということを言ってきています。それにより、以前からですが、私どもの方の個人番号に係る制度等に関連のある住民基本台帳情報、税情報等については、インターネットとは直接接続していないという仕組みにしなさいであるとか、それはうちの場合は以前からできていますが、言ってきています。

それから、ここで取り組むことにしているのは、この個人番号が載った特定個人情報を取り扱うシステムを稼働させるときには、職員一人一人、誰が、いつ、どんなことをしたかといういわゆるログを残すということであるとか、それから接続するためのファイアウォールを設置するであるとか、いろんなことを今考えています。

ただ、国のほうもやりなさい、セキュリティー強化しなさいと言ってきていますが、そこが自治体任せになっているところで、そのあたりについては備前市でできるだけことはしていこうというふうに、今考えています。

○尾川委員 それが一番、ベネッセもいまだに尾を引いて、かなりの金もかかって、備前市だったらそんな漏えいがあればよう弁償せんのか、それは別の問題で。一番肝心なので、厚生年金の年金機構ですらああいう状態だから、もう少しこの規定の改定も、備前市だけで考えているか、上からのお達しか、よくわからんですけど。情報管理というものをきちとした形に、備前市は備前市でこういうふうにしますよと、いろいろ説明があつて、それができなったら、口で言うだけなら、何でも言えるわけだけど、自治体としてやるというたら、そういうログオンをしたら誰が、記録が残るようにするというたら、また金がかかるわけで、全体的な国のほうでやっていくということがあること、そのあたりの考え、明確に市民に知らせるというふうな考え方があるのかなあというのをお聞きしたい。

○佐藤企画課長 ログを残すという件については、もうじきに導入します。それから、ファイア

ウオールの設置については、この後審査いただきます補正予算でその購入費用について計上していただきますので、御承認いただければ設置します。

そういったことについて市民にお知らせするののかということですが、制度の運用については広報紙等で掲載していますので、広報紙やホームページを使いお知らせしたいと思います。

○尾川委員 これは国の制度で、国が金をかけてきちっとしてほしいわけですが、逆にこっちから国に言うて、動きゃへんのじゃし、年金を見たらようわかる、体質が。もういまだにああいう、キャリアとノンキャリアと、それから社会保険、厚生省の中でもそういう、いろんな壁があるわけです。もうそういうものを引きずってきとる。年金で前は社会保険事務所と言っていたのが、年金とかなんとかになって、健康保険は別になったり、そんなことしとんじゃという、結局はそういうところの、人と人のチェンジというか、要するに人とのつながりが問題を起こすわけじゃ。だから、結局その辺をよく国にも、これは独自で備前市だけでガード張ってこういうふうにしますと、それと職員の資質の問題もあるけど。その辺をよくかつちりして、市民にももう少しお知らせするということの考えがないかというのを確認したい。

○佐藤企画課長 今、委員がおっしゃられたように、どういうセキュリティーを強化するかということについても、市民の方々にお知らせしたいと思います。

○川崎副委員長 システムに、ファイアウォール、横文字はよくわかりませんが、今まででしたら、税務課は税務、保険は保険、それから市民課は市民課で基本的な名前とか、生年月日、それぞれ縦線の壁があったでしょう。例えば自由に税務課が市民課のこの家族は何人子供がいるとか、どういう状況にあるようなことは、税務課としては基本的には税務に関することだけで、ほかのことは今のシステムでも見られるわけですか、どうですか、そこは。

○佐藤企画課長 それぞれのIDカードといまして、そのIDカードに許された範囲であれば見えるということもあります。

○川崎副委員長 ですから、それはそのまま今度のマイナンバーになったときにも、それぞれの業務は業務の壁としてシステム上、独立したような形で、真ん中はつながってとんでしょうけど。なぜこういう質問をするかといえば、アメリカ映画なんか見ると、もうスパイ関係のような、何かイニシャルかなんかぱっぱと打ったら顔写真が出て、どういう経歴があるとか、資産、どういう所得があるかというのが一瞬に出るようなことをやっているじゃないですか。今、誰が何を見たかということを残すことも必要だけど、見た後ではもう遅いわけで、初めから見られないようなシステムですか、自分の業務上からは、横には連携、その辺はどうですか、もう自由に、例えば自治体は見ないけど、国や県だったら自由に特定個人の財産に注目したいということになったら、自由に上部機関は見るとか、その辺はどうですか。

○佐藤企画課長 今おっしゃられた国や県の方々も備前市内の情報を自由に見えるようになっていません。これは言えます。

税務課の職員が住民情報を見られるのかという点については、その業務に必要な範囲内で許された情報については、見えるようになっています。

○川崎副委員長 だから、今度番号が変わってもそういう基本的なシステムというのは変わらないまま番号だけが移行していくと考えたらいいわけですか。

○佐藤企画課長 今、許された業務であれば見えると申し上げましたが、その仕組みについてはそのまま、持ったままマイナンバー制度に移行していくということです。

○掛谷委員 今の川崎委員の続きで、誰でも見てもいいのかというのはないはずですが。その責任者というか、決まった人でないと見えないようになっていたと、実際思います、たしか。そこをはっきりしておいたほうがいいんじゃないですか。誰でも見えるとえば、もう語弊がある。

○佐藤企画課長 今、委員がおっしゃられたように、誰でも見えるようにはなっていません。IDカードに許された情報のみが見えるということです。今度は、そのIDカードではなくなります。個人一人一人の番号になるわけですが、ID番号とそれからログイン番号になるわけですが、その番号で許された情報しか見えないということではできません。誰でも何でも見えるということではありません。

○掛谷委員 それはいいですが、見るほうが、のぞくほうがもう一職員であろうが、係長であろうが、部長であろうが、誰でも入っていけるわけですか、見るほうが。

○佐藤企画課長 誰でも見えるようにはなっていません。もうそのIDを持っている人がそのIDに許された業務でしか見られないということです。

○掛谷委員 例えば、税務課の課長がIDとパスワードやないわ、カードを持っていて、それは課長しか知らないということなのか、職員はそれも知っていて職員も入れるのかと、誰でも入れるのか、特定の人が責任者は入っていけるようになっているのか。それをパスワード等を知っていれば誰でも入れるのかということをお聞きしているわけです。

○佐藤企画課長 今度は、職員一人一人にIDを割り振りますので、そのIDを、例えば今委員がおっしゃられたように、課長のIDを他の職員が知っているということがなければ、そういうことがあってしまうと、それはその番号で入り込むということではできませんが、それを基本的には自分のIDはほかの職員には伝えないので、何度も言いますが、そのIDに許された業務であれば、全部、いけば何でも見えるわけですが、そのIDの管理については厳重にするということです。誰でも何でも見えるということにはなっていないということです。

○掛谷委員 それはいいんです、ログインすれば見えるでしょう。ただ、自分の業務を超えたいろんな税もあれば、例えば将来は健康保険もあるし、災害もありますが、そういうところへも全部入っていけるわけですか、自分が持っているそのIDの中で、自分の業務が例えば税だったら税のところ、それが災害のほうにも入っていけるのかどうか、その辺です。

○佐藤企画課長 今はそういう仕組みがございませんので、見えるようにはなっていません。

○掛谷委員 今後は。

○佐藤企画課長 今後については、そういう仕組みがもしできれば、そのIDで許された情報であれば見えるということになります。

○川崎副委員長 ですから、私も今回国勢調査したら、IDかなんかというのと、ログイン何と

かというて、何か打ち込んで初めてタブレットを使ってインターネットというのを実感したわけだけど。実際職員の方というのは、もうデスクトップか何であろうが、もう簡単に操作して情報を引き出しているじゃないですか。それは、ID番号かなんかというのと同時に、私はその番号だけなら漏れる可能性は十分あるはずですよ。同じように、特にそれは課長が下っ端に流すことはないでしょうが、お互い下で業務をしている連中でしたら、つつい打ってやりよううちに覚えるとか。ですから、その番号とともに、その個人が仕事上使うカードがないといけないんじゃないのかと、私は思うわけです。絶対に本人が所有して、そのカードを入れない限り仕事ができない、情報がとれないようにしないと、単なるID番号とかログイン番号かなんか、国勢調査のとき、あの長々しい番号、あれは簡単に、賢くないと覚えられません。もしそれが日常にお互い同じような業務をやっている職場仲間であれば、相互にお互いの番号がそのうちに覚えられる可能性は出てきますよ。そのときには、まずい情報を取り出そうと思えば、隣の仲間の名前の番号で打ったりしたら、もう全くわからなくなるじゃないですか、誰がやったか、はっきり言って。そういうことを防ぐために、私は仕事上、番号とともにそういう見る側のカードも必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤企画課長 全く委員のおっしゃるとおりで、他人の、同僚のIDそれからログイン番号等を知ってしまったら、それで入れるようになります。ですけれども、今、委員がおっしゃられたカードを使うということは、今は考えていないので、その個人ごとの番号、IDについては厳重に管理するという職員のモラルのところでは防いでいくということです。

○川崎副委員長 だからそこちょっとひっかかるわけです。やはりカードがないと難しいのではないかと。書類にするか、それとも記憶で覚える番号6桁とか8桁だったら絶対覚えられると思います。だけど、今度の国勢調査みたいに、20字ぐらいあったかなあ、あれ。3列入れるところがありましたから、それを入れないと国勢調査に協力できないような形になっていましたから、ああこれはこのまま何かマイナンバーに変わっていく下地みたいなものかと何となく思ったんですけど。やはり私はそういう年金問題を含めて、本当に個人が責任持って公務員が仕事する場合、単に番号を自分で頭に入れておくのか、頭へ入れる前は何か紙切れがあったはずですよ。自分物忘れが激しいので、常に自分の机かどこかにそのID番号を書いた書類を置いておくとかということで、簡単に漏れる可能性があるんで、私はIDとともに個人のカードにして、そのカードをそのシステムに入れない限り仕事ができない形をとるべきだと思いますが、いかがですか。

○佐藤企画課長 委員のおっしゃるとおりですが、今のところはカードまでは考えていない。今、委員がおっしゃいましたように、紙に書いて画面の横に張っておくとか、そういったことはしないようにということで運用していきたいと考えています。

○川崎副委員長 これ見ると、再交付には500円も800円も要するようなことを書いているじゃないですか。だったら、本気で委託された仕事をしているのであれば、500円出そうが1,000円出そうが、自分はそれを本業としてやるのにカードがなくて仕事するという考え方自体

間違っとなじまないですか。どうですか。

○佐藤企画課長 委員がおっしゃられることは、よくわかります。よりセキュリティーを強化するということは必要です。ですが、今のところは今申し上げたような運用をしたいというふうに考えています。

○川崎副委員長 ですから、ぜひ今のところでどんどん情報が入って膨れていけば、もう漏れる可能性があるのですが、私はファイアウォールというのが何のことかよくわかりませんが、個人がもうそれを入れないと仕事ができない形にして、その個人カードというのは厳格に我々一人一人が番号をいただくわけですから、同じぐらい個人番号とともに公務員の方はそういう業務上のカードをつくってシステムを構築していただきたいということを要望しておきます。

○尾川委員 今のやりとりを聞いていて、要はルールはもとは人間が決める、職員が決めるわけです。誰のポジションで誰までの仕事をどこまで見えるようにするというのは、あなたらが決めるわけですから、情報管理をきちんとしてもらわないと、だからそのルールが別条例になっているのか、わしも見たことないけど。もっと細かいきちっと抑えていくというか、それは多能化していくわけですから、一人がいろんな仕事をしようと思うたら、業務が拡大してきたら、当然情報はたくさんとれるようになってくるんじゃない。そうせなんだら、仕事、この範囲しかささないというたら、遊びようようになるわけです。だから、一人の者が今まで2つしょうたやつを10させるようにせなんだら、これからもできちゃへんし、そのためにはやはり情報というのは漏れるという可能性、要するに情報をたくさん持てるようになる。だから、それをやはり、変な答弁しようけど、ようわかっていると思うけど、要するにきちっと、そこを言ようるわけ。この条例、文書なんかどうでもええ。どうでもええけど、きちっと抑えてもらわにや。人間がルール決めるわけです。それで、誰がどこまでのポジションで、どこまで情報を出せるかというのを決めるのは、部長か課長か決めるわけでしょう。それを部長か課長かわからんから、担当者が決めるのと一緒だったら、自分はここまでの範囲の仕事をさせてくれと、ここまでの情報が要りますとかというようになってくるから、そのときの情報管理をきちっとしないといけないということと言ようるわけじゃ。

それと、これが本当に市民にメリットがあるのかということとどういうことに、わかりやすく説明してほしい。国がするかしないか知らんけど、備前市はこういうふうになって、こんなことになりますと。備前市の情報管理はこういうふうにして、もう何ぼう言うたって聞きゃあへんけど、みんな、本気で。もう年金見たらわかるんじゃないから、ベネッセ見てもわかるんじゃないから、情報売ったりするんじゃないから。だから、やはりこつこつ平生から情報管理していくというもうルールをきちっと守っているのをチェックせなんだら。それを要望しておきます。

○佐藤企画課長 今いただきました御意見について、参考にさせていただきたいと思います。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

以上で、議案第93号の審査を終了します。

***** 議案第96号の審査 *****

次、議案第96号備前市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑がありましたら、どなたからでもどうぞ。

○掛谷委員 19ページ、事務と特定個人情報、備前市の小児医療費給付条例とか、心身障害者、ひとり親という事務があって、右に特定個人情報がずっと並んでいます、その関係で。

1つは、この申請をした時点で写真を添付していれば、川崎委員からありましたが、もう証明書は要らないと私も聞いているわけですが、それがいつごろから、これがきっちりできたら証明書等は一切必要ない、いわゆる市民のメリットがそこでは発生すると思いますが、それはどのようなかということ。

当面は、この3つは、下の教育委員会も関係しますが、例えば将来においては健康保険税とか、軽自動車税とか、固定資産税とか、いろいろありますね。そういうのも、次の段階ではこういうのが出てくるわけですか。

○佐藤企画課長 この条例については、いわゆる個人番号法、法律に基づいてこのマイナンバーを使用することができるかとされている事務以外に、備前市が独自で活用、利用するもの、この事務についてをここで掲げています。

それから、備前市内の市長部局から教育委員会へ別の機関というふうに言いますが。市長部局から教育委員会へ特定個人情報を提供できる事務として別表第2にということと定めるということ、大きく言いますと、この2つの内容ででき上がっています。

今、委員がおっしゃられた固定資産、住民税、そういったものについては、法定事務ですので、今後こういう条例ができるのかということについては、それはないということです。

○掛谷委員 もうそういうものであって、各個人が証明書をどうのこうのというものではないということですね。

○佐藤企画課長 別表1に掲げています3つの事務については、今委員がおっしゃられたように、住民票とか、課税情報等はもう出さなくて、マイナンバーだけで済むというふうになるということです。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結します。

これより議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

以上で、議案第96号の審査を終了します。

***** 議案第104号の審査 *****

次、議案第104号平成26年度備前市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算書を御準備ください。

253ページからです。

それではまず、歳入のところから質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、歳出のほうでも結構です。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第104号についての質疑を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。

本案は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第104号は認定されました。

以上で、議案第104号の審査を終了します。

***** 議案第105号の審査 *****

続いて、議案第105号平成26年度備前市三石財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案書の269ページをお開きください。

○尾川委員 これは駐車場用地と山林貸付料が上がっていますが、場所とか、詳細を教えてくださいませんか。

○尾野田契約管財課長 駐車場の貸付料ですが、三石駅前の駐車場を貸し付けた貸付料です。それから、山林貸付料ですが、三石の業者2社に土地を貸し付けているものです。

2社というのが、大平と品川開発、この2社に貸し付けています。

○尾川委員 2社貸しているというのは、今でも鉱山として採掘しているんですか、これ、生きていたということですか。

○尾野田契約管財課長 大平は鉱山として貸し付けています、採掘していますが、品川開発は鉱山としてよりも、今は閉山していますので、水の管理ですか、あと公害が出ないような管理のために使っている土地です。

○尾川委員 将来的にもこういった収入というのは予想されますか。

○尾野田契約管財課長 現状ですと、このまま続くと思われま。

○山本（恒）委員 関連で、これは三石鉱山、品川の場合は、もうただ金かけて植栽して維持管理するだけでも、もうずうっと品川が借りて銭を市へ納入せにゃあいけんわけ。

○尾野田契約管財課長 貸している間はずっと収入は入ってくると思います。

○山本（恒）委員 やはり三石鉱山が備前市へ払うというようなわけにはいかんのかな。

○尾野田契約管財課長 これ三石財産区の土地ですので、三石財産区へ収入として入ってくると、備前市でなくて三石財産区に。

○山本（恒）委員 もう品川は借りとったって利が一つも出てこんがなあ、今までもうけとるからその兼ね合いもせえというて、返されたらどうなるかという質問です。

○尾野田契約管財課長 鉱山なので、あとの排水処理というのが必ず出てきます。これが多分ずっと続くと思います。

○山本（恒）委員 その義務があるのかという質問です。

○尾野田契約管財課長 この法律は私もよく知りませんが、会社が続く限りはしないとはいけなと思います。

○山本（恒）委員 八木山地区は、鉱山は私らが知っとるだけでも8つぐらいあったけど、長谷水系へ流れてくるのは、大平の残土捨て場ぐらいで、三石鉱山が倉庫を品川が建てて、あっちやこっち貸し歩いとるけど、もう倒れたら、そやけど、うちのほうは何にもねえが、もう3.8じゃあ、3.9じゃあという魚もすまんようなのが流れてくるだけですが。品川は倒れるようなことはなかるうけど、国の法律だから倒れた人はもう補償せえでもええんかわからんけど。現に動いている企業は、それは今まで利益をたくさん上げとるから、鉱毒処理をしょんですけど。

○尾野田契約管財課長 会社がある限りは、排水の処理をしていただくようになりますが、もし会社がなくなれば、あとは市がするような形になると思います。

○山本（恒）委員 それでしたら長谷水系やこう、もう空の色みたいに底が見えるぐらいじゃっから、市がするというたって大金が要ろう、できるん。

離れとるというたって、理屈はそりゃあさうだろうけど、普通考えたら、品川が倒産したらほんなら払わんでもええんじゃな。

○尾野田契約管財課長 倒産した場合は、あとそれは話になると思いますが、今の備前市でも休廃止鉱山ということで、野谷の鉱山とか、吉永のほうでもしています。可能性としたら、それと

同じような対応になるのではないかとはい思います。

○田原委員長 委員長として言うときですが、なるだろうということではなく、財産区とは言いながら、ここに予算が上がってくるわけだから、アルファビゼンの件もあるので、やはり倒産後のものはどうなるのか、そこでどういう契約になっているのかということは、やはり担当のほうでしっかり整理して、聞かれたら答えられるように準備していただきます。お願いいたします。

○尾川委員 歳出の281ページ、一般会計繰出金、これはどういうことですか。要は金が余っているからこっちへ回してくれえと言うとんのか、どういうことでしょうか、説明してください。

○尾野田契約管財課長 これは三石地区の街灯をLED化するために出しているお金です。

○尾川委員 要らんこと聞きよんですけど、これもやはり同じ形の補助金、防犯灯扱いでいくわけ。その分の要するに三石地区にしたら余剰金と言うたら言葉があれじゃけど、それを回しているということですか。

○尾野田契約管財課長 はい、そうです。

○尾川委員 それで、何基ぐらいしとんですか、これ。

○尾野田契約管財課長 済みません、把握しておりません。

○尾川委員 それはまあええですけど。

ちょっと何か無理言うような感じ、目的が、財産区の定款を読んでいないけど。それで剰余金が出てきたら、それは三石地区のために使ってもいいですよというようなことを言われると思う、言うことだと思う。だけど、この財産区といえども、備前市全体のことで考えるべきか、どうかというのが疑問なので、根掘り葉掘り聞きよんだけど、どうですか、こういう、財産区、要は財産区のほうも、この金を拠出するというか、繰り出しするということについては理解があると思うわけですが、ある面ね。三石財産区のためにもっと、例えば土地買ええとか、舗装せえとか、駐車場きちっと整備せえとかというほうが、どっちかというんじゃけど、防犯灯というんか、防犯灯に使うということになってきたというのは、その辺よく地区の人たちは理解があると思いますが、どんなんですか、そこは。

○尾野田契約管財課長 これは三石地区の福祉向上のためということで、こういう形で支出させてもらっているということです。

○尾川委員 その辺は財産区もおおらかにやってくれているかということと、それから今言いましたように、財産区も市の施設で、そういうものどういう関係になっているのかというのは、やはりそれを精査してもらって、今のところ品川と大平が使うていきようということは、これだけの金額が毎年入ってきょうるわけですから、そういうのをどういうふうにしていくかということも、余り干渉できんかもわからんけど、もっと関心持ってもらいたいという指摘です。

○尾野田契約管財課長 委員おっしゃられるとおりで、そのように考えていきたいと思っております。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終結してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。

本案は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第105号は認定されました。

以上で、議案第105号の審査を終了します。

***** 議案第106号の審査 *****

次に、議案第106号平成26年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

285ページをお開きください。

○掛谷委員 297ページ、報酬と賃金、三国は評議員の賃金が6万4,000円ほど、これは報酬委員の中から別でしているのか、別のグループ、別の人で兼務はないのかどうかを、ここで何で評議員賃金が出てくるのか、お伺いします。

○高井吉永総合支所管理課参事 まず、三国財産区の管理委員会の委員の数ですが、7名各地区で選出されています。実数的には、8名必要ですが、下の6万4,164円という評議員、同等の準委員として予算を分けて別ですけど、そういう格好で計上させていただいています。

○掛谷委員 1人だけが評議員というのが実際はそうなっていると。

○高井吉永総合支所管理課参事 1名が評議員という格好で別になっていますが、同等、準ずる者という格好の考え方で委員として対応しています。

○掛谷委員 負担金補助及び交付金、立木の売り払い等交付金63万円ほどあります。

三国の地区の財産の山、これは三石と比べて大きいと思いますが、財産区の大きさ、広さは何平米あるのか。

この立木売り払いの交付金についてももう少しどういう意味合いがあるのか教えてください。

○高井吉永総合支所管理課参事 三石財産区の保有地として、一覧表がありますが、集計が出ていないですけど、かなりの面積があります。筆数でいえば、約50筆あります。

立木等売り払い等の関係ですが、これについては、立木等ということで、土地の貸し付け、それから土地の立木の売り払いというような格好で計上させていただいています。

土地の貸し付けについてですが、ソフトバンクさんに貸しています。

もう一つ、太陽光の関係でウエストジャパンの太陽光の関係、それから立木については、おかもやまの森森林公社、昔、岡山県の林業公社と言ったところと分取契約をしている分があります。その分の売上金が3点で63万2,886円計上させていただいています。

○掛谷委員 答えがなかったわけですが、また後でよろしいですから、50筆でどれぐらい平米があるか、また後、個人的に教えてください、出てこないのでしたら。

○高井吉永総合支所管理課参事 済みません。集計させていただいて、また報告させていただこうと思います。

○田原委員長 ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。

本案は認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第106号は認定されました。

以上で、議案第106号の審査を終了します。

以上で議案審査を終わります。

これから請願の審査に入りますが、10分間ほど休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時44分 再開

○田原委員長 それでは、休憩前に引き続いて再開をいたします。

請願の審査に入ります。

***** 請願第7号の審査 *****

請願1、請願第7号「中国」の呼称の適正化を求める請願についてを議題といたします。

お手元に請願書が配付されていると思いますので、ごらんください。

ちなみに、県議会は継続審査になっているようでありますし、岡山市は不採択という状況です。今のところ、ほかの自治体への請願が出ているか出ていないかということについては、承知しておりません。

○川崎副委員長 周りの状況を見るということで、継続審査でいいと思います。こういう行政と直接関係ない、習慣的な呼び名というか、ペンネームというかわかりませんが、そういうものを自治体がどうこうと本来議題にすべき問題ではないのではないかなあと。生活習慣の問題として捉えるなら、それは住民運動としてこういうふう呼びたい人が呼びたいように、毎日大きな声がラッパ鳴らすなり、中国だめね、シナがいいですというふうなことで、そういう住民運動としてやるべき課題だと思うので、私は継続審査で十分で、論議する余地は全くないというふうに、私は思っています。

○田原委員長 論議する必要はないと言うたら、継審にならないわけですが、慎重に審議せえと言うたら継続になるわけですけど。

○川崎副委員長 いや、だから継続か皆さんの状況を見て、採決してもいいです。

○掛谷委員 私も中国、例えば菅官房長官なんかも、コメントを発表するときには、米国とか中

国とかという、中華人民共和国とか、正式な名前を呼んでいませんので、略してこう言っていると思います。ですから、もう中国で別に構わんいや構わんし、ここで請願をおっしゃられるならば、中華人民共和国と正式名を求める請願とかというのが本来の中華人民共和国というのが正式な名前ですからね。中国じゃあ米国じゃあとかというのは、これは我々日本人が略して言ようることなので、それをどうのこうのという議論の対象には、そんなにならないのでないかなあということで、本来ならば私はこれはやはり論外だと思っておりますので、請願よりも否決してもいいぐらいだと思っております。

○川崎副委員長 掛谷委員がいいこと言ってくれたので、私、子供の折から思っていたことを一言言います。

何でアメリカ合衆国が米国なのか、米の国でも何でもないと、麦の国か野牛の国か、牛の国じゃろう、あそこは、肉を食べる。だから、米国などと呼ぶのは、最も適正でない言葉を慣習として使っていること自体、私は一番問題、中国以上に問題じゃないかと。非常に子供たち、本来のアメリカ合衆国と違うイメージを与える言葉を米国など使っている、ドイツも独立した国とか、ああいう当て字かなんかよく知らんけど、明治維新になって賢い学者が考えたものかわかりませんが。そういう経過があるもので、皆さん意見するのは、もうここで不採択なら不採択でもええし、周りの状況を見て、また判断しようやということで継続なら継続でもいいと思います。

というのは、一人一人に生活習慣の問題として、中国と呼びたくないという人がふえるなら、それは採択したらいいけど、中華人民共和国を中国として呼びたくないという人は、100人に1人もおっいたらいいほうで、別に米国と中国、仲よくけんかせんようにしてくれえというぐらいで、呼び名としては十分日本社会において定着した言葉ではないかなあというふうに思っています。いかがでしょうか。

○田原委員長 議論を深めるために継続という案と即決という案がありますが、いかがいたしましょうか。

〔「もう即決したらいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

即決、継続いかがいたしましょうか。

〔「継審にして、もっとみんな勉強してみよう」と呼ぶ者あり〕

それでは、急ぐ問題ではないので、継続審査ということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第7号は継続審査といたします。

***** 請願第8号の審査 *****

次、請願第8号「安全保障関連法案」の慎重審議と国民の合意なしには成立させないことを求める請願についてを議題といたします。

○川崎副委員長 これはぜひ採決をしていただきたいという立場で発言したいと思います。

というのが、審議はもう採決されたのであれですけれども、やはり6割以上が反対しているとか、慎重審議やるべきだという世論を無視してああいう深夜のどさくさで何を議事運営した

かわからんようなので、よくあれで特別委員会が採決だというような、もう本当に久しぶりにあ
あいうひどい国会状況の中で、やはり戦争法が成立したということは問題なので、やはり合意な
しに成立させないことを求める請願ということは、まだ生きています、私は。ですから、やはり備前市議会として、やはりこういった戦後70年、平和憲法が守られたものを解釈改
憲によって戦争できる自衛隊に切りかえようというのは、本当に大きな日本の曲がり角に立っ
ています。

それともう一つは、我々も特別公務員として法律主義というんですか、法治国家として違憲立
法が堂々と執行されるというような状況を、これ以後の我々及び子供たちに、そういう立場で生
活さすというのは、私らにしては絶対許されないと。違憲な法律が堂々行くんだったら、まとも
な法律を守ろうが守らまいが、勝手にしょというふうな論理も成り立つんじゃないかなあという
ぐらい危惧を感じております。

そういう意味で、やはり立憲主義というんですか、法律主義、また明らかにこの成立過程を見
ると、もう本当に民主主義が日本にあるのかと、国会には。というような状況もないと言わざる
を得ない状況もありますので、できればおくれましたけれども、採決していただき、通るか通ら
ないか別としましても、早く我々も備前市議会として態度をはっきりさせることが必要な請願で
はないかなあと思いますので、よろしく願いいたします。

○掛谷委員 もうこの法律については、どうあれいろんなことがありましたが、成立しておりま
す。国民の合意なしに成立させない、確かに6割ぐらゐは、そういう声がアンケートではありま
す。アンケートですよ、あくまでも、これはね。情報収集したアンケートによると、そういうこ
とです。じゃあ国民の全部がそうなのかというのは、わかりません、はっきり言って。国民合意
は、全ての人にほんなら住民投票したわけでもないです。国会議員は、その住民の代表として国
会に出て、民主主義の中でこれを多数決の原理というか、民主主義で成立をさせたということに
ついては、何ら問題はないと思っています。

あと立憲主義という問題については、ちょっと言いますと、これは最高裁1952年、私は1
951年生まれですから、明くる年、自衛隊の前身の警察予備隊をめぐる判決があった。そのと
きに、具体的な事件を離れて抽象的に合憲性を審査する権限を有していないと判断をしたわけ
です。ということは、具体的な事案が出てこない、そこで初めてこれが違憲であると、またそれ
は合憲であると、具体的なものが出てこない限りは、この憲法の中でそれを審議することができ
ないということを1952年に言っているわけです。今は具体的な事案が出ていません。だか
ら、それが憲法違反か、合憲か、違憲という判断というのはできないというのが今の判断です。
まだありますが、そういう意味で、私はこの法案が通って、いよいよ運用段階に今後入っていく
ので、運用をきっちりと、また国民にも足らずは足らずとしてやはり説明をしていくことでいい
のではないかと、これは不採択ということでよろしく願いしたいと思います。

○川崎副委員長 今、合法的だと、確かに国会内の議会勢力としてはそうです。しかし、歴代の
内閣がほとんど自衛権があっても絶対に自衛隊は外には出せないというようなことでやってきた

ことを、一遍の閣議決定で強行するというのは、もう大問題だというのが1つです。

それともう最高裁元裁判かなんかが、明らかに違憲だということで、本当にこれ以降、大学における憲法学だ、政治学、いろんな法律論というのは成り立つのかなあと、どういう授業をしたらいいのかという、私は心配までしておりますし、それとアンケート程度だという発言ですけど、やはりそれはもう記者も来ているけど、やはり正しい抽出、無差別に抽出してアンケート結果が出るというのは、ほとんど有権者、国民の実態をあらわしていますよ。それが間違いだということであれば、国民投票にかけたらいいいわけですよ、有権者の。それをやらないで強行すること自体が民主主義的でないし、立憲主義の法律にも違反しているとか、そういうことに違反しているぐらい重要な法律だということを言っているわけです。だから、私はおくれながらも、国民の合意というのが、ほんまに我々も住民投票して過半数がこの法律いいですよと言うたらもう認めますよ。だけども、6割以上、8割はよくわからないから慎重審議せえというようなものを強行採決するという姿勢、そんな緊迫性も何もない、具体的事例言うたけど。いつ攻めてきたんですか、こちらに。そういう事実もないのにもかかわらず、国民のじっくりこういう法案ですと、安心して下さいということをして、そうだなあということをやっとんだったら、何もああいう強行採決は何も必要ないでしょ。

だから、そういう意味で、やはり法治国家としての、民主主義国家としてのやはり成立、存立基盤そのものが私に言わせたら、ここで70年にして崩れようとしていることを、我々は危機感を持って市民に訴えるし、我々市議会としてもそれなりの態度を明確にしないと、地方議員であっても我々も政治家の端くれですから、戦争と平和の問題については明確な態度をとるべきだと思いますので、おくれらせながら、請願がおくれたことは申しわけないですけど、ぜひ委員会でも採決をお願いし、本会議でも態度を表明すべき最も重要な政治課題だと考えております。よろしくお願いします。

○田原委員長 国のほうは済んでおりますが、備前市議会としての姿勢も明らかにするようという要望もあります。そういう中で、採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○尾川委員 ちょっと待って、こういうのは今の議論を聞きようって、憲法違反の指摘というのは、私も法律家ではないですが、もう少し、それと内閣の法制局の役割というのが今まであったのが、何か利害化したというか、ようその辺も憲法違反は裁判所が判断する問題だという論法でくるわけですが、ただ今、このタイミングが、私はそれより、その請願者に対してどうこうというのは言えないですけど、ただ真摯に請願の内容に対して対応していくという。ただもう議決されてある面動いているから、ちょっとその辺が気にかかるわけです。やはりもっと、早く出せ、遅く出せというのは、こっちが言えることではないし、ほんなら早く審査すりゃええがなということもあるけど、その辺がちょっと気にかかって、いやあどうしたんもんなあ、私らもやはりもっと慎重審議すべきじゃというのは、ようわかる。ただ、国民の合意なしにというのは、ここが私ちょっとひっかかるところです。ただ、そのタイミングというのが、今もう議決されて、それを今おくれらせながらということで、やりゃあええんかどうかという辺が判断しかねるとこ

ろで、私らも憲法違反の指摘というのをもっと究明するというか、砂川事件の問題なんかはそれはいろいろ解釈の問題があったり、そのときの状況というものを私らもようわからん、大変なときじゃったから、そういう解釈になってその解釈だけ持ってきょうるというような感じがあるわけですけども。ただ、そのタイミングというのがちょっと気にかかって、備前市議会として否決されたものを、なおかつ慎重審議という文言がある以上は、どうしたものかというのが、そうかといって不採択というのもどうなのかという、ちょっと複雑な思いですけど、ほかの人、発言がない人にも聞いてもろうてね。

○田原委員長 休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時06分 再開

○田原委員長 再開します。

○掛谷委員 この安保法制について、各国のコメントがあるんですよ。確かに、西側と東側では違うんです。米国、英国、ドイツ、オーストラリア、ベトナム、フィリピン、ここは日本の取り組みに歓迎するとか、この通過については祝福する、促進してください、平和貢献に維持する等々、確かに西側諸国は全部ようやったと、これからがしっかり、スタートラインだということでは言っています。ロシア、韓国、中国、北朝鮮は、逆な方向での発言をしとります、一々には言いませんけどね。

ここで、大事なのは、どういう発言を安倍さんが言っているのか。1つは、日本が戦後70年間続けてきた平和国家としての歩みは、今後も変わらない。2つ目は、アジア・太平洋地域の環境は厳しさを増しており、どの国も一国だけで安全を確保できない、状況がね。3番は、平和の実現へ日米同盟強化と、もう大事ですよ、ここは。多国間の安保協力、国連平和維持活動（PKO）を推進する柱となっていると、こういうことでプレゼンをきちっと海外にして。

○田原委員長 それはいいです。それは国会でそういうことがあった。

〔「ことがあったよ」と掛谷委員発言する〕

もう済んだという現実があることということは認識する中で、これを我が議会はどういうふうで処理するかという議案の処理の問題です。

〔「あとはね」掛谷委員発言する〕

ほかの御意見、どうぞ。

○山本（恒）委員 もうよう聞かせてもろうたから、みんなの、賛成か反対でいってください。

○川崎副委員長 国連では、アメリカ、西側じゃなんじゃ言いましたけどね。今の世界情勢を見ると、やはりアメリカ主導の国連決議なしで軍事干渉やっているのはアメリカを中心にした西側諸国なんです、NATO東諸国なんですよ。それに日本が入るということは、70年前の本当に太平洋戦争の苦い苦しみ、体験の中から二度と外交問題、国際紛争を軍事力を使ってやらないという憲法があるわけですから、常に話し合いで努力すると、だけでも攻めてきたときには、我々だって警察権力だけでは絶対無理だと、自衛隊がある程度対抗せざるを得ない状況は出てくると

思いますよ。だけど、一度として攻められたことないじゃないですか。全てベトナムへの干渉だあ、アフガンじゃあ、イラクじゃあというて、常に沖縄を中心にして米軍の軍事干渉の子分としてやってきたんやけど、ほとんどそれもう援助というても基地を提供しただけで、直接的援助はなかったわけです。ところが、今度はもう平たんて後方支援で食料、弾薬、核兵器まで何か運んでもええようなことは否決されたんかなあ、ちょっと忘れちゃったけど。そういうことまでやるということになったら、いよいよもう憲法9条がもう形骸化してしまうわけですよ。ほんまにやったんやったら、憲法9条を西側並に変えたらええわけですよ。3分の2の国会議員の力があるんだから、国民投票やりゃあええわけで、今回の議論もなんかもねえ。

〔「議論やります」と呼ぶ者あり〕

いやいや、法律として。

〔「何ぼでもやるよ、やったるで、もう本気で」と呼ぶ者あり〕

いやいや、本当に国民の意思というんじゃったら、こういう重要法案についてギリシャが財政問題かなんかで選挙かなんか問うたが、同じように国民投票やるべきだったんですよ。それをやらないじゃないですか。国民をだましたということあるんやから。

○田原委員長 はいはい、わかりました、わかりました。そういう議論じゃなしに、ここはこの。

○川崎副委員長 だから、そういう国連じゃNATOじゃと言うから、私はみんなが採決ということもあるんやけど、趣旨採択でこれができるんやったらやりましょや。

〔「そりゃあもう議論せえでもええが」と呼ぶ者あり〕

〔「何ぼでもすりゃあええが」と呼ぶ者あり〕

○田原委員長 趣旨採択でよろしいですな。

〔「私も趣旨採択」と呼ぶ者あり〕

趣旨採択という意見があるわけですよ。趣旨採択という声もありますので、一応ルールに乗って諮りたいと思います。

とにかく今回はこの請願の取り扱いを審査するのがこの会議ですので、そのあたりをよろしく認識の上、採決をいたしたいと思います。

本案については趣旨採択に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○田原委員長 可否同数です。よって。委員長裁決により趣旨採択にさせていただきます。

以上で、請願第8号の審査を終了します。

休憩します。

午前11時12分 休憩

午後 1時00分 再開

○田原委員長 それでは、休憩前に引き続き総務産業委員会を再開いたします。

***** 報告事項 *****

まず、報告事項がありましたら、それをお聞きしてから所管事務に入りたいと思いますので、報告事項、どなたからでも。

○藤田秘書広報課長 備前焼ミュージアム関係について御報告させていただきます。

まず、10月1日に9時から30分程度で、備前焼ミュージアムの駐車場において、テープカットなどのオープンセレモニーを開催したいと考えていますので、お知らせします。市議会からは、議長、副議長、総務産業委員長に御案内をさせていただいており、御出席くださるようお願いしています。

また、当日はオープンを記念して、9時30分から終日入館を無料にしています。

次に、お手元に資料を配付していますのは、館長に内定しています臼井洋輔氏のプロフィールです。ごらんいただきたいと思います。

次に、備前焼ミュージアム専門員は、牛窓にあります瀬戸内市立美術館の館長を現在されています岸本員臣氏に内定しています。5年前から現職となられて、特別展、企画展等を開催して、入館者数を大幅にふやしておられます。そういった実績と企画力といえますか、それと人的ネットワークに期待しているところです。

学芸員についても、臨時職員として1名内定しています。

それから、7月から人事異動で担当しております正職員を含め4名のスタッフで運営してまいりたいと思います。

○尾野田契約管財課長 前回の委員会で意見聴取会の要点録をとということがありましたので、今回提出させていただきます。

それと、一般質問でアルファビゼン改修基本計画の5案あると申しましたが、その比較表を今回提出させていただきます。

○田原委員長 ほかに、報告事項ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

報告事項2件ありました。その2件の報告事項に関しての質疑から入りたいと思います。

質疑がある方、どなたからでもどうぞ。

○尾川委員 備前焼ミュージアムで、4人体制で新たに活動していくということですが、館長が臼井さんということで、岸本さんというのは、ちょっと聞き漏らしたのでもう一遍詳しく。

○藤田秘書広報課長 簡単に履歴を申し上げますと、現在は瀬戸内市立美術館の館長です。学歴は、臼井洋輔氏と同じ岡大の法文学部を卒業されており、天満屋のほうに入社されました。それで、美術部のほうに配属されまして、退職するまで美術分野を担当されています。

平成22年から瀬戸内市立美術館に勤務をされておるといようなことです。

○尾川委員 岸本さんの話ですが、あの人も天満屋行きようてね、いろいろ人脈があったりして、新しい企画したりして、結構やっつけられるのを皆さん方も行かれたことある、私も行って、結構お客さん多いと、こちらは判断しとんじゃけど。何を言いてえかというのが、引き抜きみたいなことをして大丈夫なのかなあと想着、近所じゃから。それで、向こうが何か失敗してこっ

ちへ来ると言うとなんらあれですけど、天満屋じゃから何かそういうふうなことを懸念するんですけど、どんなんですか、その心配ないですか。

○藤田秘書広報課長 岸本館長と話をさせていただき、御自分のお話ですが、私は備前焼に育てられたんだというようなことで、ぜひ備前焼の隆盛といいますか、ぜひ貢献したいということで、瀬戸内市の教育委員会と話をされています。兼職の許可もいただいていますので、それについては問題ないと思います。

引き抜いたわけではなく、通常のあちらの勤務はしながらということになります。

○尾川委員 館長の次、何という役職。

○藤田秘書広報課長 備前焼ミュージアム専門員です。

○田原委員長 学芸員はまた別ですか。

○藤田秘書広報課長 はい、そうです。

○掛谷委員 ちょっと心配するのは、新しく備前焼ミュージアムということで10月1日スタートしますが、例えば、経営方針なり、どういう形で運営していこうかというのは、話し合いはこれからですか、1回でも話はされていますか、そこの辺がどうなのかと思いますが、どうでしょうか。

○藤田秘書広報課長 臼井氏と岸本氏については、内定した時点で我々ともお話ししていますし、運営方針のほうも市長とお話をしています。

具体的なその方法等については、これからその運営協議会ですか、それも通じて行っていききたいというふうに考えています。

○掛谷委員 ですから、これから、できていませんというのか、これぐらいはやりましょうと、そういったもの話があるのかないのかということをお聞きしよんです。

○藤田秘書広報課長 具体的なことについては、これからです。

○尾川委員 岸本専門員の説明で、備前焼で育てられたという説明があって、恐らく美術画廊で備前焼売りようたんだと思う。備前市の教育委員会の石井さんというて、もうかなり備前焼じゃあ日本でも有名な人がおるわけです。そのあたりもよく有効に活用というたら悪いけど、要するにその力を発揮してもらって、これはやっていかないと、せつかくの人材がおるわけだし、それと若手をやはり備前焼のここで育てていく、岸本さんという人も恐らくもう定年後か、絡みだろーと思います、想像ですが。だから、若手を、石井さんの後とか、担当が違うか知らんけど、また要らんこと言うて叱られるんですけど、出過ぎじゃというて。そういうところをやはり見据えてやってほしいと、このミュージアム絡みで運営していく上で、次を育てていかにゃあいけんし、石井さんなんかもピカーなんじゃ、あの人らは。だから、そういうのを雇うと、有吉室長にちょっとその辺をお聞きしたいんじゃないけど。

○有吉市長室長 御意見ありがとうございます。

これをいただくことが決まった段階、計画の段階から教育委員会のほうとはお話はずっとしています。今回の館長等の選考についてもいろいろ協議はして、参考意見をいただきながら進めて

いますので、これからについてもやはりそういう力も活用させていただきたいというふうに思っています。

それから、若手の育成というのは大切なことですが、新しい学芸員も来ますが、どこまでできるかわからないですけど、そういうところにも尽力していきたいというふうに思っています。

○山本（恒）委員 これは、関係ないかわからんけど、ぴちっと美術館をええように、けっぱんずいてこけたりすることのないように、始めが肝心なから、初めにこけたりしたら、悪いうわさはすぐ立つわけですから、そこら周りはぴちちりできるんですか。

○藤田秘書広報課長 しっかりとやっていきたいと思います。こちらのほうとも十分コンセンサスをとって何とかお客もふえるように頑張りたいと思います。

○山本（恒）委員 やはり外から見ばがみんな悪いと言ようから、見ばのええようにしてきっちり、見せかけだけでも、中へ入ったら余りなこと、外はきれいなかったなあというんじやつたらおえんのかかわからんけど、そこらも見ばのええように、ぜひやる以上は、銭ちょろちょろとかけて、あっちが悪い、また建てる、こっちが悪いというんじやなしに、ぴちちりすることだけしてやっていってもらいたいと思います。

○藤田秘書広報課長 当然その辺も、改修も必要になってくると考えています。また、御相談させていただくかもしれませんので、よろしくお願いします。

○田原委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

かわってください。

○川崎副委員長 はい、わかります。

〔委員長交代〕

○田原委員長 学芸員はどういう専門の人を、臨時言われましたか。その辺を教えてください。

○藤田秘書広報課長 臨時職員です。

現在大学院におられる方で、26歳ですか。専門のほうについては、陶芸ではなく、日本伝統文化専攻となっています。これについては、公募で面接等をして決めています。

○田原委員長 というのが、加子浦の学芸員が定年のはずです。定年延長するかどうかはわかりませんが。そういう絡み含めて、臨時でいいのか、将来は正職になるような約束をされているのか、そのあたりはどうですか。

○藤田秘書広報課長 一応来年の3月までということになっており、延長はあり得るということにしています。

○田原委員長 先ほど運営委員会で協議をしていくという説明があったと思いますが、どういうメンバーで運営していこうとされているのか、そういう組織を新たにつくられるとしたら、陶友会との関係をどのようにセットしようのか、そのあたりのことを含めてお尋ねしたい。

○藤田秘書広報課長 当然メンバーには、前回設置条例でお出ししたときに、幾らかお答えしたとは思いますが、メンバーとしては10人以内ということで、陶友会、商工会議所関係、それか

ら文化財、観光協会、文化協会というところでしょうか。まだ、決定はしていません。

○田原委員長 こういうものを開く中で、先ほど言うたような人たちの人選もするべきじゃなかったかなあという感じがしてならないわけですが、早急に立ち上げて、先ほど話があったように、失敗のないように頑張っていたいただきたいと思います。

収支の予定なんかはわかっていますか、人件費含めた、これから運営していく。

○藤田秘書広報課長 今回の補正予算にも、半年分計上しておりますが、人件費のほうがちよつと、はっきり正職のほうもあつたりしますので、きちつとは出していないので、後ほどお出ししたいと思います。

○田原委員長 予算、あちこちにあるので、やはりトータルこうなるということを明確にわかるようにしてください。特に、この議案は賛否両論あつた中でのスタートですから。やはりしっかりとした計画を出されて、市民にも話ができる事業計画を出してほしいと思いますので、要望しておきます。

○川崎副委員長 かわります。

[委員長交代]

○田原委員長 委員長に復帰しました。

ほかに報告事項についてありませんか。

○掛谷委員 この5案の比較表、最も高いのがA案ですね。A案とC案を見た場合、図書館を併設したほうが高いと、普通は高くなると思いますが、わずかながら安いです、同じぐらいですね。これはどうしてこういうことになるのか、下に直接工事とか書いていますからわかりますが、だったらもう図書館も入れてやればいいのかという話であつて、この概算というのは、丸川設計が出されていますけど、これ間違いないですか、大丈夫ですか。説明をお願いします。

○尾野田契約管財課長 A案については、6階から上の部分を減築ということで取り壊すという解体費用が入っています。解体にかなりの仮設が要りますので、これだけ高くなっているというふうに考えてください。

○川崎副委員長 私が5案ほど比較と言うたのは、現状のここの改築とか、それから新築とか、そういう5案が出たと思ったわけですが、アルファ自体の5段階の改築の仕方があるという提案で、どこにも10億円出てきますというのは、最後のE案ですか、というような中身になつていますが、私は以前から全員協議会をやったときから、本庁だけの移動というのは全く経費の無駄遣いというか、ここで耐震化というか、大きな地震が来て潰れるまで待とうぐらいの気長でいいんじゃないかという市民の声が強いです。これよりも必要な各種公共施設を、市民が使う公共施設を10億円あるなら使ってほしいという要望は、本当に的を射た税金の使い方ではないかと。

ところが、アルファをやはり再開発の拠点ということになれば、私はやはりC案の図書館で、まず子供たちからお年寄りまでが自由に出入りしながら人の流れをつくる、この片上の活性化を図るということには貢献できるし、もうせつかく一部移しても結局は外装全部を変えないと、それから屋上も変えないと、屋上は変えんでもえんかようわかりませんが、駐車場じゃから。外

装の塗りかえとかということになれば、同じような費用がかかるのであれば、あの建物の床面積フルに活用する案が投資効率が最もよくなるということであれば、図書館もつくるし、これだけ備前焼が落ち込んでいるときですから、そういう備前焼ミュージアムをつくってお客を引こうというなら、せめて今頑張っている全ての作家の作品が展示できるような空間なんかも、アルファ中へ入れるというのも、私は集客力の上では大きな価値が出てくるんじゃないかなあ、そのように民間の活力ですか、私ちょうどこっち田舎に帰ったときに、まだあいていましたよ、あのアルファは。それで、レストラン、食堂、その他日用雑貨品なんかは駐車場が自由に入れますから、使い勝手がいい施設として結構使っていました。

だから、やはりこの本庁を移すというのが趣旨だったとしても、移し方としてその波及効果ということでは、民間のテナントを、金がないなら私は入るところを家賃を安くして、テナント料を安くして改装は全部自分でやってくださいというぐらいの観点でやったら、私は満杯になる可能性というのは十分あるし、図書館やミュージアムとかそういう感じで備前焼の展示場なんかくれば、商売繁盛の上で、まず喫茶店かレストランがはやるんじゃないかなあ。それに、この本庁が移れば、400人か500人の人が、弁当を食う人もおるでしょうけど、食堂で喫茶店で昼飯食べる人もふえるというようなことで、相乗効果を高めないと、単独移設というのは、もう全く金が要るだけで、何のメリットも生まれません。ただ、駐車場が満杯にならないという点では、吉永はせっかく来たのに駐車場がなくてうろうろするんだと、駐車場ができていい面もあるなあというような意見も出ていましたからね。その程度のためなら、いろんな空き地を駐車場借りたら済む問題じゃから、やはり別の波及効果とは何かを、やはりこの5案にとどまらず、もう全室を使うという発想が出てこない、私は3分の2以上の議員の了解はとれないと思います。事実、市民も了解しないと思います。何でおまえらが仕事するところに一番に金かけんならんだと。一番最後にせえというのは、率直な市民の気持ちですよ、はっきり言わせて。

だから、本当に耐震が弱いというんじゃないけど、私は先ほどから言っているように、閑谷学校が潰れん限り、これは潰れることはないだろうと、二、三百年もつとんじゃったら、これだってもつじゃないかと、コンクリーは耐用年数100年ほどじゃから、閑谷学校の木造建築より耐用年数、結果的には短いかわかりませんが。本当に中四国、関西というのは、先日の新聞見ても、ほとんど活火山、火山の爆発がない地域ということになれば、火山による地震というものほとんどあり得ないということになれば、そう耐震化耐震化という必要はなくて、何が必要だから大型公共事業をやるんなら考えていただきたいということで、C案以上のもので、私は行くことが、移設するなら、だけど本当の案というのは、現状を改築するのか、新設するのか、その新設に図書館も入れるのかとか、やはりそういう5案が出て市民に提起し、それを各議員や執行部も意見を集約して、じゃあ何とか5年後の特例債が間に合うまでに基本設計、実施設計までつくり上げましょうというならわかるけど、こんなアルファあるのみでいろいろこまを変えたって限界があるわけですから、これだけでは市民の判断としての了解はとりにくいだろうと。やはり抜本的な発想のものを出して、やはりこれがいいんだということが、誰も納得していないですよ。

私は、積極的納得というのは、そういう全面的に使うて、民間のフル活用による本来の商業施設としての利用度が高まる以外に移す理由としては納得できないという考えをしているので、どうでしょうか、こういう5案では物足りないという率直な意見、どう思いますか。

○藤原総合政策部長 きょうお配りした5案については、さきの一般質問でお答えしましたが、基本調査設計委託料の中身が知りたいということでしたので、その中身についての、これが大まかな5案です。さらに、詳細については、それぞれの案の積み上げの書類がありますので、それは議会事務局のほうに置いておきますので、また見てやっていただければと思います。

あと新築、それから現場での改築、それから移転の比較表については、これは今作成中です。メリットとかデメリットと、あと費用対効果、どれぐらいの一般財源の持ち出しが要るのかというのを、今、計算中ですので、それができ次第、また次期委員会で報告させていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。それをたたき台にして、また検討ということになるかどうかと思います。

○川崎副委員長 ですから順番がおかしいんですよ。全員協議会のときには、もうそういう3つの案なりを検討した結果、アルファに決まって、その概算での実施設計のためというんか、概略予算を獲得するための500万円を使いたいということだったでしょう。だから、ちょっと順番がおかしいわけです。まず、ここでいいのか、移設がいいのか、移設でも二通りあると、アルファを使うのか、全く新築扱い、そこらの基本資料が徹底的に審議されて結論が出たと思っている。だから、これからつくるじゃなくて、あったものを審議した結果としてアルファに移転すると。アルファの移転の中には5つの案があるというのであれば筋がわかります。何で最初のその3つの現状改築と移設との、徹底的な中身をまず知らせる義務があるでしょう、うちの委員会には特に。それを軽視するからほかの委員会からもいろいろ出ますよ、一般質問も。何で今からですか。だったら、これは白紙に戻してやりましょう、どうなっとんですか、その順番は。

○藤原総合政策部長 昨年6月議会だったと思いますが、調査費をつけていただき、市長からもアルファに移転できるかどうかの調査をしたいということで答弁をさせていただいていると思います。その結果ですので、御了解願えたらと思います。

○川崎副委員長 だから、アルファに結論を出すに当たって、それなりの比較検討材料があった結果、結論が出たというならいいんだけど、いいかげんな比較検討材料しかなくて、もうやはりアルファでやろうやという側面で進んできているから、なかなか市民の理解得られないですよ。やはり完全な新築移転するのか、アルファに改修移転するのか、現状の改修でいくのか、どう考えてもその3つ以外にあり得ないです、現実的、物理的に。それぞれ一体どれぐらいかかるのかと。それが何かある日突然我々が審議しないのに、ここは改築したら13億円かかって、アルファに行ったら10億円でできて、新築したら何か30億円前後かかると。そういうばくっとした話では話にならないというのが一般質問で提案されているわけです。きょうは、5案の、本当に中身が5種類も考えられるのかと思うて、そういう移転も含めた案が出てくると思ったわけです。ところが、小手先だけの、目先を変えた案が5つ出ているだけで、余り参考にならないで

す、これじゃあ。

だから、もっと原点に戻って新築とアルファとここのやはり比較ができるものを、500万円使ってやったんだろうと思いましたよ、私。それをアルファに絞ってやったのならやったでいいけど、本当に、今、議会も含めて右往左往しているわけですから、もっと正確に、新築の場合、ここをやった場合どれぐらいかかるのかと、明らかに概略で精いっぱいかかってもこれ以内ですよというような予算を出して検討して、初めて議会も市民も納得すると思います。よろしくお願いします。もうこれ以上言ってもしょうがないです。

○田原委員長 ちょっとかわってください。

〔委員長交代〕

○川崎副委員長 田原委員。

○田原委員長 部長の資料の説明のとおりですが、ただ、今、川崎副委員長が言うのとられたように、読売の新聞記事を見られましたか。見られてなかったら、また見ておいてください。新移転先のアルファ盗難にあったという記事です。それである読者が、新聞社のほうへ抗議したら、いやもう市長が言うのとんですから、もうあそこへ移転が決定ですと、だからこういう記事を書いたんだと、このような記者の答弁でした。そやけど、この間の一般質問含めて、やはり今、川崎委員が言われたように、アルファありきじゃなしに、やはり3つの選択肢をまずしっかり議論をするべきじゃないかと。その一つのアルファにとってはこういうことなんだということで、これから資料として出してもらいたいし、さらに向こうへ移転したら、ここの、現施設の取り壊し費用も要るわけですよ、あとどうするかという。それも含めないと、アルファが安くて10億円でできるんだという議論だけではおかしいと思うんですよ。やはりまず前段であそこへ移転するのか、ここを建て直しするのか、それから全く新築するのか、その辺の議論をしっかりして、その資料を出してもらいたいというふうに思いますが、いかがですか、まず。

○藤原総合政策部長 先ほども申し上げたように、そういったメリット、デメリット、費用対効果、それからどれだけ市の持ち出しが要るかというような比較表をできましたら次期委員会で報告させていただきますので、そこでまた検討していただけたらと思います。

○田原委員長 そういう中で、橋本議員が、この案は撤回されるのですかどうですかということで、最後まで一般質問で市長と議論していましたが、やはりアルファを取り下げないというようなことだったと思うんですよ。今の部長の答弁で、要するに執行部はその3つ、大きく分けた3つですよ。アルファを使う、今の建てかえをする、それから耐震補強する、そのようなことを、根本的に考えていくというふうに解釈したらええんですか、庁議とやらで。

○藤原総合政策部長 アルファビルのほうへ市役所を持っていくというのは、さきの、6月でしたか、議会でも報告しましたが、一応市の方針としてはアルファビルへの移転ということを申し上げましたが、今後その意見聴取会等々でどういった方針になるか、ちょっと不透明なところがありますが、今後、今現在としてはアルファビルへ持っていきたいというのはありますが、今後どういうふうにそれが動いていくかというのは、ちょっと不透明な部分もあるのではないかと

うふうに思っています。

○田原委員長 基本方針は、アルファを利用するという点には変わりはないけれども、意見聴取会の意見によっては原点に戻ることもやぶさかではないと、こういう柔軟な対応だというふう
に受けとめたいわけですか。

○藤原総合政策部長 それは、またその後の市の方針をどうするかというのをこれからそういった意見を聞き入れながら決めていくというふうになるかと思います。

○田原委員長 そういうことで、意見聴取会ということで、大変私は不満ですが、我々は議員です、市民から選ばれた議員ですよ。意見聴取会は、16条でやると、20条だったか、どちらかで。任意な市長の諮問機関です、任意なね。私たちは正式な議会ですよ。議会です。いろいろな意見は、やはりしっかり聞いた中で詰めてもらいたい、そのように思いますが、いかがですか。

○藤原総合政策部長 意見聴取会を開く前に、そういううちが案をお示ししますので、意見聴取会の前にお示ししますので、御理解願いたいと思います。

○田原委員長 わかりました。よろしくお願いします。

最後にもう一点だけお尋ねしますが、先ほどアルファの基本計画、5つの案が出ましたが、この中で電気設備工事、ざっと2億7,000万円から安いので1億6,000万円、これもし電線が壊されてなかったら、平田課長が言うのには、これはもう全く新しいやつで現状で試算したら10億円以内でできる方法を考えてくれえという提案をしたと、こういうふうに、さきのこの委員会で聞いていますが、この間一般質問を聞いたら、1億円という数字は何で出たのかというて、反問権で市長が食い下がってきたけど。この間の話でも、この被害額を算定するには大変時間と経費がかかると、こう言うんですが、この経費はどういう形でこの被害額についての算定はこういうふうに解釈したらいいんですか。これへ含んどんですか、これは含まれてないんですか。

○尾野田契約管財課長 この中には、被害額というのは入っていません。設計事務所との協議の中で、今ある電気設備とかはそのまま使えないということで、全てやりかえるという計画でこの数字が出ています。

○田原委員長 それはわかっとなんて、それは聞いとんてです。じゃあもし前のがあったらどれだけこれから減額できるんですかと、それが被害額でしょうということを、私は言いたいんですよ。素人でもわかるんじゃない、それは。もとにある設備があったら、こんなにかかりませんよということをお願いしたいわけですよ。それが被害額でしょうと言います。何にも金かけなくてもできるじゃないの。自分ところの家が壊されて、自分ところするということなら、当然そう言うでしょう。あんたら人のものじゃと思うてから、市民のものよ。市民の物が壊されているということに対して真剣さが無いということ、私は言おうんですわ。それで、時効が来てもう弁償せんでもええというて言われよんだから、質問の意味がわからない。

○藤原総合政策部長 そのままとられた配線とか、そういった配電盤ですね、そういったものを復元さえすればちょうどこの改修に合うのかどうかと云ったら、ちょっと難しい面もあるので、

今回出したのは新たに新築するという費用なので、それがそのままとられた部分で、それを充当しながらできるかというたら、ちょっと難しいとは思いますが。

○**田原委員長** わかっとなですわ、今の現状を新しくするという、中国保安協会か、あそこが査定しとるじゃない。このままじゃあ一切使えませんという査定が出とるわ、そのときにね。そやから、今回するについては、新しい現状の中で新築するのがこれですわ。それで、被害額、泥棒を捕まえましょうという議会は議決したわけですわ。あんたたち泥棒が捕まったら何ぼ損害賠償請求をする予定。しょうらんといかんのじゃない。そりゃあ備前まちづくりにはもう損害賠償請求は、管理責任は追及できんけど、1年もうたつとるから。それでも、泥棒を捕まえたら、泥棒にはやはりその復旧費なりの請求はせんといかんのじゃない。それはしっかり計算しとく必要があるんじゃないかと思うんです。いかがですか。

○**藤原総合政策部長** その件についても、弁護士と相談しながら検討していきたいと思います。

○**田原委員長** 弁護士と相談する内容ではなかろう。技術者で数字はじいてもらわないといかんのじゃないと言よんじゃ、私は。弁護士とも相談すりゃあええですよ。

○**藤原総合政策部長** それも含めまして検討します。

○**田原委員長** わかりました。

○**川崎副委員長** よろしいですか。

[委員長交代]

○**田原委員長** 委員長にかわりました。

○**掛谷委員** この庁舎の意見聴取会、今回取りまとまっております。この意見聴取会の方々の御意見、いろいろおっしゃっていましたが、僕も参加して聞いておりますが、いわゆるこの位置づけ、この聴取会で言われたことに対して、どこまで取り入れていくのか。議会でも我々議員としても、この位置づけというものをどう考えられておるのか、執行部は、また部長あたり執行部と考えながら、あと一、二回はやるんでしょうけれども。権限というか、どこまでの、これ参考意見なのか、これを最終的に取りまとめたものの中で参考とするものは取り入れていくという考えが当然あると思いますが。もうちょっとその位置づけをはっきりしてほしい。

○**藤原総合政策部長** 一般質問でも再々申し上げておりますが、意見聴取会の意見というのは、まだ十分いただいておらないような状況ですので、これから回を重ねていき、議員の皆様方、あるいは意見聴取会に来られた皆様方の意見を集約して、最終的に市として調整していきたいというふうに思っています。

○**掛谷委員** ですから、重要な参考意見としてこれを取り入れていく気持ちがあるという立ち位置でいいわけですか。

○**藤原総合政策部長** そう申し上げたつもりです。

○**掛谷委員** じゃあ、いいです。

○**田原委員長** ここで意見聴取会したら、混乱すると思うよ。先ほど言うたように、基本的にアルファを使うという形での意見聴取会にするのか、川崎委員の言われた、アルファを使うのか、

耐震化するのか、それから新たに建てるのかという、それらを含めた意見聴取会を先にされて、でないと、何か今意見聴取会したらこのアルファのこの件での意見を聞くということになりませんか。ちょっとその辺心配するわけですけど。

○川崎副委員長 私は、その前に率直に言って、市民の意見を聞くことは必要です。それはもう実施設計行く段階では何回開いても、回数が多いという、時間をかけるほどいいものができると思いますから、賛成ですけど、前提があります。3分の2以上の議員の了解抜きにして何もできないですよ、本庁の移転は。本庁を移転せずにやるんだったらやりましようやアルファに。3分の2ということになったら、6人以上が反対しないような案を出すしかないわけですから、それは決してアルファ移転の中身を議論していないと思います、反対の人は。移転する必要ないと言う人もおるじゃろうし、新築でやるべきじゃと言う人もおるし。だから、今、田原委員長が言うたように、意見聴取会にどんな案を出すのは執行権で諮問機関だから勝手ですけど。まず、議会のこの委員会及び3分の2というたら、11人以上のまず賛成が得られるような案を出してこにゃあかんですよ。全会一致はないかもわからんから、こういうことは。大体意見分かりますよ、こういうものは。

意見聴取会を開きながら市民のほうが私らよりよっぽどいい案を地元の人が出してくるかもわかりませんので、そんなのも取り入れて、まず議会の委員会及び本議会が承認する案を出してください。それには、幾ら時間がかかっても構いません。そういうのが待てないということなら、私は率直に言っているのは、民間としてもう一度、私ある元議員から頼まれて全議員にも配っていますけど。やはり民間施設は民間施設として活用したいというのが、これだけ時間がかかるわけだから、改めて原点に戻って民間施設として開放するか、売却するという方法もあるわけですから。それがもう一番短時間でアルファ対策が解決する道ですよ。だから、そこも含めて4つの案ぐらいで、3つの案というて、さっき本庁の移転という意味では3つですけど、アルファ自体をどうするのかという意味では、4つの案が考えられますので、もっと原点に戻って、みんなが納得する、3分の2以上が納得する案が出てきたら、めでたしめでたしで予算をつけたらいいんじゃないかなあと考えていますけど、その辺どうですか。

そういうところが余りにも性急に、何か執行部だけでできるような事案であるならどんどん独走したけりゃあすりゃあいいです。ですけど、それも予算では過半数で否決されたり、承認されたりするわけでしょ。ところが、これは3分の2条項があるわけですから、憲法並に難しい話ですから、より慎重に、より多くの意見と時間をかけて案をつくっていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○藤原総合政策部長 この前の議会で申し上げましたとおりですが、比較検討できるような案を今作成中ですので、聴取会の前に議員の皆様方にお示ししていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○川崎副委員長 こういう問題提起しないと出てこない執行部のやり方、手順の問題がおかしいです。同僚の石原議員なんかよく言いますが、ここまで来て全員協議会やって10億円かかる

ような話が出る以前にその論議は本来終わってなければならぬし、我々にそういう基本的な資料は必要だろうと、理解を得るために。これからつくって、聴取会よりちょっと程度が高いからちょっと先に出しましょうか、低けりゃあ聴取会の後でもよかったというような発言ですよ。そういうレベルの問題じゃないでしょう、はっきり言いますけど。

私も同僚議員から3分の2条項で過半数じゃないということを知られましたけど、それぐらい本庁を移すということは、重要問題だということで、本気でそういうことが論議できる基礎的な案をやはり3種類も4種類も5種類も出てくれば、いろいろ意見わかるけど、この辺じゃあ一致できるというのも、ほっとつても議会もまとまっていますよ。そういう案が全然出ずに、これで行きましょう、承認してくださいと言うたら、そりゃあ誰も賛成しないのは、当たり前ですよ。

だから、遅くなったけど、こういう手順の間違いはしないように出してきてくださいということも要望します。

○田原委員長 合併特例債の期限もありますので、その辺のこともしっかり考えながら早くたたき台が出るように要望して、報告事項を終わって所管事務調査に入りたいと思います。

***** 所管事務調査 *****

では、所管事務調査、議題について皆さん方からの提案を受け付けます。

○尾川委員 旧アルファビゼンの件ですが、意見を言わせてもらいたい。取り壊し費用のことまで言ようたら、ほんなら今まで公共施設の移設なんかのやつをきちっと数字出して、比較せにゃあいけんよ、これは。日生病院や備前病院、吉永病院も潰しとろう。取り壊し費用のことを言い出すんじやったら、そういう考え方をせにゃあいけんよ。

アルファのときには取り壊し費用を入れて、こっちの更地にして売なのか売らないのか知らんけどね。その辺も市民からの声もあったけど。その辺を明確にしていかないと、これだけたたくようなことしたらいけんよ、やはり。

それと、もっとスタンスを、今度はこれだけ出てきたから、市民にこれを見せるよ、みんな。そのときに、また混乱するんじやねえかと、ちょっと話を聞きようてね。一体市というのは本当に何がしたいのかというのがわからない。それでこんなことまで言うたらいけんけど、意見聴取会のやり方についても、説明の仕方についても、何か本当に市としてやる気があるのかなのか、こっちはずっと疑問に、ずうっとやりとり聞きようって、そんな感じがしてならんのじゃけど。だから、もとへ戻ってここにするのか、あれもあるかもしれないけど、一応アルファを取り壊しの問題もあつたりいろんなことで活用しようということで、一つの判断してきとるんじやから、それに対してもっと前向きの説明なり資料なり、やはり出してきて説得力のある、それでいろいろこの前いろいろ意見が出たのにどういふふうに対応するのか。このあたりも、今度開いたら恐らくあれどうなったん、こうなったんという、また質問が出てきて、説明せにゃあいけんのんじやねえかなあと思うんじやけど。その辺もリストをつくって、これはこうです、ああですという説明をしない、全部が納得するわけにいかんのやから、ある程度きちっと説明するというこ

とをやっつかんと、こんな漠然とした話をしとないんじゃけど、所掌がかわったからというて、全然今までの設計も何もわからんと言うたら、また失礼なんじゃけどね。それだけ勉強してくださっとると思うけど、何かどうもこう、本当どういうところに狙いがあるのかという、こっちも市民には言えんけど、黙って下向いとるけどね。何かこう一貫して担当者がずうっと来てやって、あるいは一緒にアドバイスし合うことか、お手伝いしてもらおうとかという情報交換しながらやっていくという、この大きな事業というか、大きな懸案事項じゃからね。その辺の取り組みについて、再考願いたいと思うんですけど。

○**田原委員長** 今、アルファの活用についてということで、先ほどの報告事項を含めた形での議論になったかと思ひます。

○**藤原総合政策部長** 先ほども申し上げたように、市の方針としては、アルファへ移転という方針を一旦もう出していますので、それを基本線に行くということには間違ひないと思ひますが、その中で委員の御意見とか聴取会の意見を聞きながら意見集約して、もうやっていくという格好になるんだらうなというふうに思ひます。

○**掛谷委員** 本来ならば、この5つの案というのが、最終的には執行部はE案を出されたというふうに認識をします。A、B、C、Dというのはあったわけでしょう。丸川設計からの内容もあったわけでしょう。知らされていませんでした。結局は、E案をとられたんじゃないかと。これまず間違ひないですか。

○**藤原総合政策部長** これについても、さきの一般質問等でお答えをしたと思ひますが、E案等を参考にして、市としてもっと使いやすいように工夫して、今の議会全員協議会等で説明した資料に変更になっているというようなことです。

○**掛谷委員** ベースはE案ですよねえ。Aですか。どちらですか。

○**尾野田契約管財課長** ベースはE案で、それをよりよいというふうな形とさせていただいたのが全員協議会に出した案です。

○**掛谷委員** よりいいのはどれ。

○**尾野田契約管財課長** E案をベースとして、これを改良して出させていただいたのが全員協議会に出させていただいた資料になります。

○**掛谷委員** Eがベースになったんなら、わかりました。

それで、議会には今特別委員会がないので、総務産業委員会ですべきこととやっています。結局意見聴取会でもあった、要するにもとへ戻ってしまつて、今、藤原部長が意見聴取会の内容も含んだ、また議員がいろいろ言わりようることも含んだ、ちゃんとしたたたき台、本当はもう出しとかなければいけないですけども。そのたたき台を今回出してみても、それで皆さんにお諮りしたいというのが、議員もそうだし、それを意見聴取会にもお出しになって、今度出されるのがもう間違ひのないというか、たたき台としては結構きちつとしたものを出されるという話ですが、それは一体合体どういふ案ですか、このA、B、C、Dの、Eの中では、比較検討するちゃんとした資料でしょうけども。何をベースに出される話ですか。

○田原委員長 これをベースにいろいろしたけども、アルファを使うのか、耐震化にするのか、新たにすることということもひっくるめて皆さんに理解できるようなものを出されるようにしたいというふうに受け取ったんですが。

○掛谷委員 どういうものを出してくるのかよくわからん。

○田原委員長 どういうものを出されようとしているの。

○藤原総合政策部長 今さっき申し上げたように、この場で新築する場合、それから耐震改築をする場合、アルファへ移転する場合は大きな3つの案ですよね。それに意見聴取会でいろいろ指摘も受けていますので、そのあたりのメリット、デメリット、費用対効果、あとは一般財源がどれだけ要るのか、そういう財源の関係も要りますので、それとあと合併特例債が、こういった事業をする場合使えるかどうか、そういったものも必要になると思いますので、その中で総合的に判断していただくというような格好になろうかと思います。

○掛谷委員 新築移転というものはないわけですね。新たなところへ行くというものはあるわけですか。

○藤原総合政策部長 今のところは、ほかのところへ行くというのは想定していません。

○掛谷委員 ないでしょう、それは。それだけでええです。

○山本（恒）委員 もうほんまにやるならやるように、本気でな、本気で考えよんじゃろうけど、もうそれは本気でめごうとしとるもんもおるじゃろうしな、数は難しい思う、そりゃあ11人も言うたら、何でも反対しかせんもんもおるし、だからそこら周りをええように調整して新しいところへ行くんだったら、古いもんで何とかこうやりかえてしますよという、そういう意見を酌み上げて、それで出さなんだら、もう何年したって答え出りゃへん。だから、もうちょっと建設的な意見をあんたらもきちっと出してから、これで行きますという、ふにゃふにゃ言ようたらばれっしまう。銭は要るんじゃから、どうせこの前言うた折にも15億円ほどですと言うたら、図書館したらもうちょっと要ります、へりの周りを外装したらもっと要りますという、それをびしっと出していかな。へえで駐車場はなかった、隣もあれを全部買収しますとかというようなじゃな、そねえな案を出さなんだから、もうこれだけでこっちよりこっちのほうがええというて、最終的にはほんなら、はい、どれかにしましようと言うたら、上のほうへ上がっていく通路がせめえからおえんと言うたり、いろいろな意見をぎょうさん聞いとんじゃろうかと、そんなんでも出さなんだからいけんわ、これ。ええ意見をぎょうさん言うてくれよんじゃもん、みんなが。

○藤原総合政策部長 確かに山本委員おっしゃるとおり、ほかの場所へ移転ということになれば、かなりまたいろんな問題、意見も出てくるので、恐らく合併特例債が使える期間には多分できないと思います。ですから、現場での新築ならぎりぎり間に合うかもわかりません。それからあと、現場での耐震改築、それからアルファビルへの移転という、その3つを主要な案としてお示しするということになろうかと思います。

○山本（恒）委員 だから、アンケートを、1,000人に聞くのか、みんなに聞かして、それだったら今度は物言わん人も出してくるから、ほんまにやる気にならそういうふうに説得力の

あることをせなんだら、もう議員はみんな一人一人ちいたあ話し聞いてこうじゃろうがなと言うたら、ふうんと言うて、ほんなら言わんほうがあえんかなと言うたりするような利口な人ばあじゃけど、そこをええように進めていかなんだらいけんわ。どっちせえ、もう耐震もねえし、下はコンニャクみたいにふにゃふにゃじゃし、時期ももうええかげんな時期に来とんじゃろうから、そこら周りをびちっとして市民に公開したんじゃろうけど、ぜひびちっとちいたあ嫌われてももう責任とってやめにゃあいけんのもんじゃというぐらいな気持ちで取り込んでやらなんだらいけんのもんじゃねえんか。

○藤原総合政策部長 貴重な御意見ありがとうございます。

十分承らせていただきます。

○川崎副委員長 いろいろ遅過ぎるけども、出さんより出していただいたほうが助かるので、そうしないと市民に説明をしようがないということがあるので。

それで、1つ議会報告で気になっているのは、減価償却の問題です。たしか今20年、30年、新築して何年たつたかなあ、アルファ、三十二、三年でしょう。これ鉄筋コンクリートというか、大体耐用年数が、私は100年という認識だけど、60年という話もあるので。何年ぐらい耐用年数を見えていますか。

○尾野田契約管財課長 税法上の耐用年数しかないですが、65年だったと思います。

○川崎副委員長 それでいいです。65年ですと、三十二、三年というたら、約半分済んでいるでしょう。そしたら、そこは10億円でできるという、移転にしても、償却であと33年、10億円あったら年間3,000万円、何かそういう数字が出るでしょう、償却費。そしたら新築移転して65年で20億円かかっても、新築移転して窓がきちつとある、こんなわけのわからないデパートみたいなので、窓がないような閉塞的なのでなく、本当に開放的な超近代的な仕事しやすい、市民も訪問しやすい、そういうもので、65年で同じ3,000万円だったら大体19億5,000万円、20億円近い新築ができるわけですから、それも手かなあというのは、投資効率からいえばそうなります。

それと、企業誘致でぼんぼん土地を買おうというんじゃったら、職員が仕事しやすく、市民が快適に訪問しやすいように、企業誘致以上にそういう適正な土地を買収するというのは当たり前のことだと思います。だから、そこら辺の最大メリットとやはり当面5年、4年以内にアルファに移る意味は、単に移ることに意義があるのではなく、アルファそれ自体を再利用するという、決定に合うし、地元の皆さんに非常に貢献すると、やはりそこらはかりにける必要があるわけですよ。

私は、ここを耐震化するとか、潰して建てかえるというたら、もう本当に費用がかかると思うし、その間、じゃあここをどこに業務を移すのか、アルファに当面仮宿として、今、日生中学校が仮の教室をつくってやるような、要らん経費をかけるのかという、いろんな問題が出てくるでしょ。だから、余りここをどうかするというのは、私は賛成でなくて、二者択一で、1は新築で、本当にここだと思ふようなところ、私は吉永、日生を考えれば、パナソニックの跡地に来て

もらうのが一番なんです。だけど、人口比から言えばやはり片上か伊部の辺を中心にきていた
だくのが有権者の気持ちに添うかなあとか、いろいろ考えることがあるわけですよ。だから、本
当に投資効率考えると、もう抜本的にこの本庁の移転は、どこまで合併債が使えるのかわらんけ
ど、土地買収費と造成費と、プラス何か基礎でもええわ。その辺までできるんだったらそこまで
やろうかという発想とアルファに移ってやると。そのときにはやはりアルファを最大限利用する
という観点で、この10億円や15億円では抜けていますから、もっと民間の、アルファに移る
んだたらもう一年、これからもう1年間徹底的に毎月、毎週でも意見聴取会を各地区でやりま
すというぐらいやって初めてアルファ移転というのが、市民に同意を得られる地盤ができるんじ
ゃないかと。一番同意が得られるのは、本当にここだと思われるところへの新築移転が一番です
よ。一番簡単です、本庁だけの移転なら。そこらの発想がやはりないというか、市長が言うから
という程度の発想では、やはり市民に責任を持つ議員も職員も市長だけの顔うかがいだけではい
けませんよと、それでは同意は得られませんから。市民の同意が得られませんから。本当にいい
のは、負けないように、本当に新築でどばあつといいのをつけて、これこそ新生備前市だとい
うような本庁にしてほしいです、個人的には、場所の問題いろいろあります。

やはりそこらを含めた案をつくってもらってから、この三者択一でやってくださいというのは
わかるんです。そういう基本的な、これもいいな、これもいいな、どれにしようかというぐらい
立派な案が出てくれば、皆さん納得するような案が最終的にまとまると思いますから、そう新築
で購入を考えてないんじゃないけど、そりゃあもう抜本的に間違いです。本当にこの20世紀を備前
市発展のためにどの位置がいいのかというたら、一番いいのは本庁新築移転ですよ。そこも重点
を置いた案を出してください。私は、要望しときます。

○田原委員長 要望としてお願いしたいと思います。

ほかにアルファについては。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、ほかの項目について所管事務調査に入ります。

○掛谷委員 ICTのまちづくり、これがずっと継続的にやられていかないと、名前倒れで終わ
ってしまうと思います。

1つは教育委員会の関係で、ここではふさわしくはないかもわかりませんが、毎年児童・生徒
が少なくなっているの、九十数台余っているということも踏まえて、このiPad等を使った
ICTまちづくりを今後どのように考えて、そういう余ったiPadも含めて教育委員会との話
もしながら進めていくのかというのが1つ。

あとはびせんnaviなんかで次々にいろんなものがアプリで入っています。今後どうい
うことを、ICTのまちづくりの中でこのアプリというものを入れているのか、2点に
ついて具体的に教えてください。

○佐藤企画課長 今、掛谷委員おっしゃられたように、学校分については、毎年何台かずつは生
徒が減っていくということで、残っていくということになりますが、こちらについては今おっし

やられたとおり、今現在ではそれをどう活用していくかという案については、今持っておりませんので、教育委員会と相談したいと思います。

それから、びせんnaviについては、びせんnaviを使ったアンケートですが、先月アンケートをとりました。そのアンケートの結果を参考にして、これからこういったものを追加していくかということについても検討したいと思います。

○掛谷委員 ぜひ教育委員会と立場は違った中でもしっかりと協議しながら、高いものですから有効活用を、それと今まで配布しているところの見直し、区長あたり、消防団ももちろんそうですが、今後配布をするところ、準公務員みたいな、例えば公民館長とか、パソコンは公民館長なんかありますが、次の配布をしてICTのまちづくりをさらにいいものにしていくと、配布先はどういうふうに、要はICTのまちづくりが一旦話が出てきた、その後は何かぼろぼろやっているわけですが、ちゃんとした会議を持ってICTのまちづくりをもっと充実していく、そういう会議なんかをしっかりとやらしてもらわないといけないと思いますが、そういうのはどういうふうになってんですか、今。取り組みの姿勢、会議、そういうものは定期的に行われていますか、どうでしょうか。

○佐藤企画課長 今おっしゃられた会議等については、今持っていないです。

それから、配布先については、地域おこし協力隊の方々に配布するということが以前とは変わってふえています。そのほか、まだ台数についてはありますので、配布先の追加ということについても協議したいと思います。

○掛谷委員 ぜひもうICTのまちづくりをしようというわけですから、定期的に1カ月に一遍でも最低関係者と話をする、いろんな課題があると思います。ぜひそれはやっていただきたい。そうしないと、一過性のものに終わってしまい、本当に備前市の市民にとってもそれが有効に使われないのは不幸なことだと思う。あるものは有効に、それを真剣にやっていただきたい。その辺の会議をきちっと、必要なときに必要にやるわけでしょうが、やはりテーマをしっかりと出しながらやっていただきたい。これは要望ですけど、どうでしょうか。

○佐藤企画課長 今、委員がおっしゃられたことを参考にして、今後検討したいと思います。

○田原委員長 ICTまちづくりについては、今度当委員会で視察に行きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で総務産業委員会を閉会します。

長時間御苦労さまでした。

午後2時15分 閉会